掲示期間 10.10－10.19

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年１０月１０日

新潟市選挙管理委員会

委員長　阿部　松雄

新潟市選挙管理委員会訓令第２号

公職選挙法等執行規程（昭和５３年新潟市選挙管理委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第４２条第１号エ中「１万２，０００円」を「２万３，０００円」に改め、同号オ中「１，０００円」を「１，５００円」に、「３，０００円」を「４，５００円」に改め、同号カ中「５００円」を「１，０００円」に改める。

第４２条第２号ア中「１万円」を「１万５，０００円」に、「１万５，０００円」を「２万円」に改める。

第４２条第４号イ中「１万円」を「２万円」に改める。

附　則

この規程は、令和８年１０月１０日から施行する。